

学校法人神野学園利益相反マネジメントポリシー

平成24年4月1日制定

1. 目的

学校法人神野学園（以下「本学園」という。）は、教育及び研究に加えて大学の使命である社会貢献をより積極的に果たすこと、並びに社会への説明責任の下に透明性の高い公正かつ効率的な活動に取り組むことを目標としている。

一方、大学が産学官連携をはじめとする社会貢献活動を推進するにあたっては、大学と企業等との目的や役割の違いから、大学の職員や大学自身が外部から得る利益と、教育・研究上の責務が衝突する状況（利益相反）が生じる可能性がある。

このような状況のもと、本学園は、本学園の役員、職員及び別に定める利益相反マネジメント対象者（以下「役職員」という。）が安心して社会貢献活動に参画し、その能力を最大限発揮できるよう、役職員を支え、利益相反問題に積極的に対処し、社会への説明責任を果たすべく努めるものとする。

本学園は、本学園及び役職員が社会的信頼を保持しつつ、更なる社会貢献活動を公正かつ効率的に推進できる環境を整備することにより、本学園の使命達成に資することを目的として、ここに利益相反マネジメントポリシーを定める。

2. 定義

利益相反（広義）とは、社会貢献活動を進める上で、法令には違反していないが、社会から「大学における責任が十分に果たされていないのではないか」と疑われる可能性のある状態をいい、次のとおり狭義の利益相反と責務相反とに分類する。

（1） 狭義の利益相反

役職員又は本学園が社会貢献活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、本学園における教育及び研究上の責任が衝突・相反している状態をいう。

① 個人としての利益相反

役職員が、社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、役職員の本学園における責任が衝突・相反している状態をいう。

② 大学（組織）としての利益相反

大学（組織）が、社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、大学（組織）の社会的責任とが衝突・相反している状態をいう。

（2） 責務相反

役職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行義務を負っていて、大学におけ

る職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

3. 利益相反マネジメントに対する基本的な考え方

- ① 役職員が産学官連携活動を優先させることによって、大学の使命である教育・研究を疎かにすることがあってはならない。また、学生を産学官連携に関与させる場合には、教育指導の観点だけではなく、学生が選択できる自由の確保も考慮することとする。
- ② 学園は、利益相反を未然に防止し、不可避免的に生じた利益相反に対して、その弊害を回避し、解決するための必要な措置を提案・実施するとともに、社会に対し理解と協力を求め、更なる社会貢献を推進する。
- ③ 役職員は、社会貢献活動に参画する上で、利益相反により弊害が生じないよう行動することを責務とし、本学園は、利益相反問題を適切に判断・解決するための組織体制を整備・充実させ、利益相反を適正に管理する（以下「利益相反マネジメント」という。）。
- ④ 本学園は、利益相反マネジメントポリシー及び関連する諸規程を遵守するとともに、本学園の利益相反に関する情報を適切に公開することで、本学園における研究及び本学園組織に対する社会的信頼を確保し、社会に対する説明責任を果たす。

4. 利益相反マネジメントの対象者

利益相反マネジメントの対象者は、本学園の役職員並びに別に定める利益相反マネジメント委員会で指定された者とする。

5. 対象事象

利益相反の生じる可能性のある行為は、概ね次の場合をいう。

- ① 所属長の許可を得て兼業を行う場合
- ② 個人的に報酬を得て講演、技術相談、指導等を行う場合
- ③ 役職員が所有する知的財産権を本学園以外の第三者に譲渡、移転、使用許諾する場合
- ④ 共同研究、受託研究に参加する場合
- ⑤ 外部から寄附金、設備、物品の供与を受ける場合
- ⑥ 職務に関連し、学外から報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- ⑦ ①～⑥の相手方等何らかの便宜を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合
- ⑧ ①～⑥の相手方等何らかの便宜を供与される者から物品を購入する場合

- ⑨ その他研究活動に関し、社会通念上不相当と思われる何らかの便宜を供与され、又は供与が予想される場合

6. 判断基準

次に掲げる事項を利益相反マネジメントの判断基準とする。

- ① 役職員が、本学園の職務及び責任よりも個人的な利益を優先していると誤解を受けない状態
- ② 役職員が、個人的な利益の有無にかかわらず、職務以外の活動を優先していると客観的に見えない状態
- ③ 役職員が、本学園以外の活動によって、学生の教育の機会が狭められたり、学生の独自性と学問の探求が阻害される等、教育面での支障が生じていると誤解を受けない状態

7. 利益相反マネジメント体制

① 利益相反マネジメント委員会の設置

本学園に利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する。

② 利益相反アドバイザー、カウンセラーの設置

利益相反マネジメント委員会が行う活動内容について適切な指導・助言を得るため、必要に応じて利益相反アドバイザー又はカウンセラーを置く。

8. 利益相反マネジメントの手続き

① 自己申告書の提出

役職員は、『5. 対象事象』及び『6. 判断基準』に該当する、又は該当する可能性がある場合は速やかに自己申告書を所属長に提出する。所属長は、提出された自己申告書の内容により、利益相反マネジメントの必要があると判断したときは理事長に利益相反マネジメント委員会の招集を進言する。

② 実態調査の実施及び対応策の検討

利益相反マネジメント委員会は、必要により、自己申告書、並びに職員等から得られた情報に基づいて、利益相反に関する検討及び事実調査を行うとともに、それらの内容について審議する。

③ 学外への情報公開

本学園は、プライバシー保護に留意しつつ、情報公開の原則に従い、原則として活動内容を公表し、その透明性を確保するとともに社会的な説明責任を果たす。

④ 研修の実施

本学園は、役職員に対し利益相反の啓発に努める。

9. 利益相反マネジメントポリシーの見直し

国内外の経済情勢の変動や地域社会の変化、社会通念の変化、法令の改正、本学園諸規程の改正、利益相反事例の蓄積状況等に適切に対応するために、本利益相反マネジメントポリシーの見直しを適宜実施する。